

督促手続オンラインシステム
環境設定手順書

令和7年3月

目次

1	はじめに	1
2	動作環境	2
2.1	ハードウェア	2
2.2	ソフトウェア	3
2.3	ネットワーク	4
2.4	メールアドレス	4
2.5	電子証明書	4
3	インストールの手順	6
3.1	申立用プログラムのインストール	6
3.2	インストールの確認	1 2
4	申立用プログラムのアンインストールの手順.....	1 3
5	特記事項	1 8
5.1	ご利用上の注意点	1 8
5.2	個人番号カードの利用について	2 1
5.3	法人認証カードの利用について	2 2
5.4	プロキシの利用について	2 2
5.5	LDAPについて	2 4

1 はじめに

本書では、督促手続オンラインシステムを利用するために必要な準備作業について説明します。
なお、督促手続オンラインシステムのホームページの「初めてのの方はまずココをクリック」をクリック後に、表示される「本システムを利用するには」に必要な準備作業を記載していますのでご覧ください。

2 動作環境

督促手続オンラインシステムを利用するためには、次の動作環境を用意する必要があります。
なお、以下に記載された条件を満たさない場合には、督促手続オンラインシステムを利用できない場合もありますのでご注意ください。

2.1 ハードウェア

督促手続オンラインシステムを利用するパソコンは次の条件を満たす必要があります。

名称	説明
CPU	ご利用中のOSのシステム要件を満足すること。(参考) 1GHz以上
メモリ	ご利用中のOSのシステム要件を満足すること。 (参考) 1GB (32bit) または2GB (64bit) 以上
ハードディスク	Cドライブにおいて200MB以上の空き容量
画面解像度	1280 × 1024 ピクセルを推奨
ICカードリーダー ^(※)	ICカード形式の電子証明書を利用する場合のみ必要となります。 利用可能な電子証明書については「2.5 電子証明書」をご覧ください。

- (※1) 利用するICカードリーダーは、公的個人認証サービスポータルサイトの適合性検証済ICカードリーダー一覧 (https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html) を参考に選定してください。
なお、トラブルを避けるため、複数のICカードリーダーのドライバをインストールしないでください。
- (※2) 法人認証カードを利用される場合は、発行元指定のリーダーライタをご利用ください。

2.2 ソフトウェア

督促手続オンラインシステムを利用するパソコンには次のソフトウェアをインストールする必要があります。

なお、以下の記載にかかわらず、各ソフトウェア提供元のサポートが終了するソフトウェアについては、本システムにおいてもサポート対象外になります。

名称	説明
オペレーティングシステム (OS) / Webブラウザ	<ul style="list-style-type: none">• Microsoft Windows 10 (32bit版 / 64bit版) / Microsoft Internet Explorer 11• Microsoft Windows 10 (32bit版 / 64bit版) / Microsoft Edge• Microsoft Windows 11 (64bit版) / Microsoft Edge
PDF表示	Adobe Reader
申立用プログラム	督促手続オンラインシステムのホームページからダウンロードします。 https://www.toku-on.courts.go.jp/GA0102.html ※申立用プログラムには、.NET Framework4.8が同梱されます。

2.3 ネットワーク

督促手続オンラインシステムを利用するパソコンは、インターネットを介して督促手続オンラインシステムと接続できる必要があります。また、政府認証基盤（GPKI）をはじめとする認証基盤と接続できる必要があります。閲覧可能なサイトを制限している場合は、政府サイト（go.jp）への通信を許諾するようにしてください。通信プロトコルとしては、HTTP、HTTPS、TLSを利用します。以下に各プロトコルの役割を示します。

プロトコル	説明
HTTP	・処分書に添付される書記官の電子証明書を検証する際に使用されます。 （商業登記認証局発行の電子証明書をご利用の場合）
HTTPS	・督促手続オンラインシステムとの通信のために使用されます。 ・処分書に添付される書記官の電子証明書を検証する際に使用されます。 （地方公共団体情報システム機構の署名用認証局発行の電子証明書、都道府県認証局発行の電子証明書をご利用の場合）
TLS (1.2以上)	・督促手続オンラインシステムとの通信のために使用されます。

2.4 メールアドレス

裁判所からのE-mailによる連絡を受けられるようにする必要があります。なお、携帯電話（スマートフォン以外のもの）のアドレスでは利用できません。

2.5 電子証明書

督促手続オンラインシステムを利用するためには、政府認証基盤（GPKI）を構成するブリッジ認証局（BCA）と相互認証された認証機関から発行される電子証明書を事前に取得する必要があります。督促手続オンラインシステムで動作が確認されている電子証明書は以下のとおりです。

◆ファイル形式の電子証明書（PKCS#12形式）

- ・商業登記認証局発行の電子証明書

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/index.html>

◆ICカード形式の電子証明書

- ・地方公共団体情報システム機構の署名用認証局発行の電子証明書（個人番号カード）
- ・日本電子認証株式会社（NDN）発行の「法人認証カード」
（商業登記認証局発行の電子証明書を格納したICカードです）

※ 督促手続オンラインシステムでは、電子証明書のパスワードは30桁まで入力可能です。このため、電子証明書のパスワードは30桁以内で設定してください。

ICカード形式の電子証明書の場合は設定可能な長さに制限がありますので、各発行元に確認ください（個人番号カードの場合、16桁が上限です）。

《商業登記利用者ソフトウェアに関する注意事項》

商業登記認証局発行の電子証明書の発行申請と取得には、専用のソフトウェアが必要です（以下、「商業登記利用者ソフトウェア」と呼びます。）。商業登記利用者ソフトウェアは、法務省の以下のページに紹介されています。

商業登記電子認証ソフト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00027.html）※無料
利用者ソフトウェア（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00031.html）※有料

督促手続オンラインシステムで利用するファイル形式の電子証明書（PKCS#12形式）は、商業登記利用者ソフトウェアを用いて作成します。具体的な作成手順については各ソフトウェアの取扱説明書をご覧ください。

なお、PKCS#12形式の電子証明書の中には、法人代表者の電子証明書に加えて、発行者の電子証明書（登記官の自己署名証明書）が格納されていなければなりません。以下の商業登記利用者ソフトウェアが作成するPKCS#12形式の電子証明書については発行者の電子証明書が含まれることを確認しております。以下に該当しないソフトウェアを利用する場合には、各ソフトウェアの販売元にお問い合わせください。

- ・ 商業登記電子認証ソフト(法務省)
- ・ 電子認証キットー電子証明書取得・管理ソフトー((株)リーガル)

なお、商業登記電子認証ソフトを除く各製品に関する情報は、令和2年3月時点のものです。

3 インストールの手順

次の手順で申立用プログラムをインストールします。なお、OSのインストールやネットワークの接続等の基本的なセットアップは既に完了しているものとします。督促手続オンラインシステムのホームページの「初めての方はまずココをクリック」をクリック後に、表示される「本システムを利用するには」に必要な準備作業を記載しています。各手順の詳細について説明します。なお、一連の作業は管理者権限を持つWindowsユーザで実施する必要があります。

3.1 申立用プログラムのインストール

電子証明書を利用いただく場合には、申立用プログラム（V5）をインストールする必要があります。申立用プログラム（V5）をインストールする場合、旧申立用プログラム（V4）のアンインストールが必要です。アンインストールについては「4 申立用プログラムのアンインストールの手順」を参照ください。

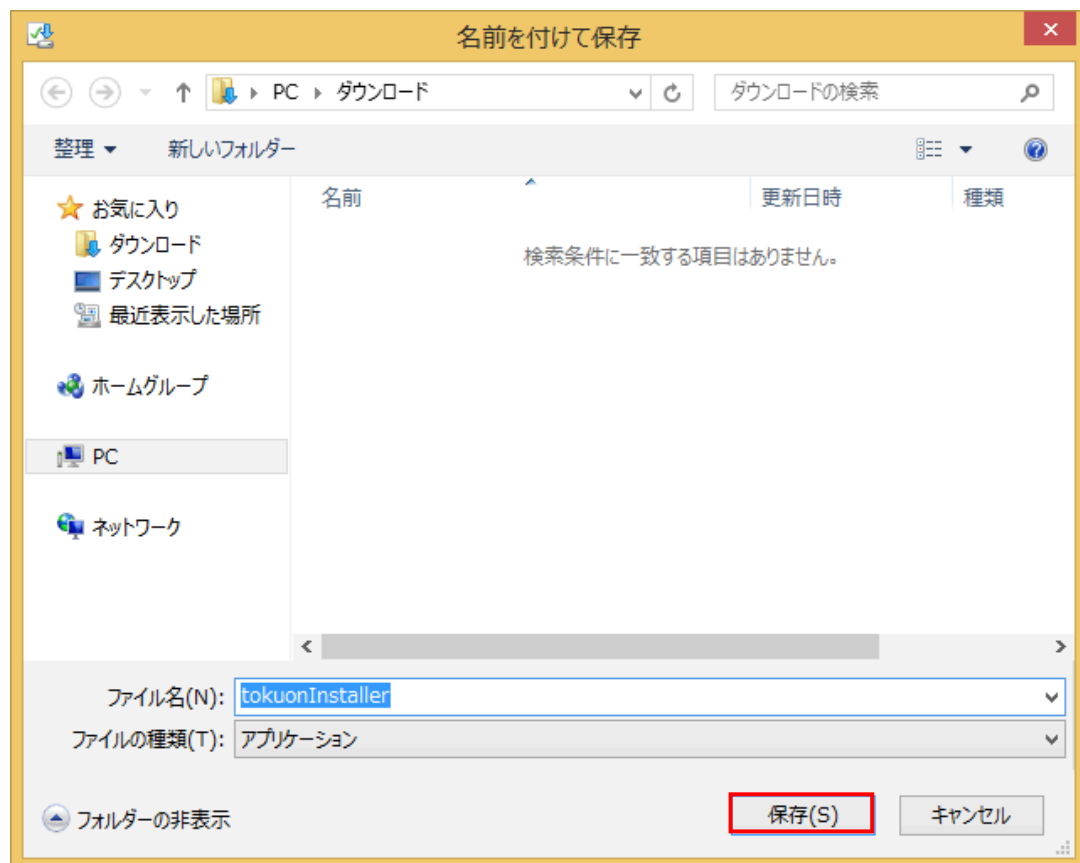
- ① ブラウザを起動して督促手続オンラインシステムのホームページを開きます。

<https://www.toku-on.courts.go.jp/GA0101.html>

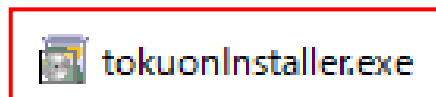
- ② 「初めての方はまずココをクリック」をクリックします。



- ⑨ 適当な場所に申立用プログラムのインストーラを保存します。



- ⑩ 保存したインストーラをダブルクリックして実行します。



- ⑪ 「続行」または「はい」をクリックします。



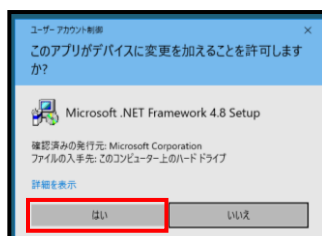
標準アカウントでサインインしている場合、以下の画面が表示されます。管理者アカウントを選択し、パスワードを入力後に「はい」をクリックしてセットアップを続行してください。



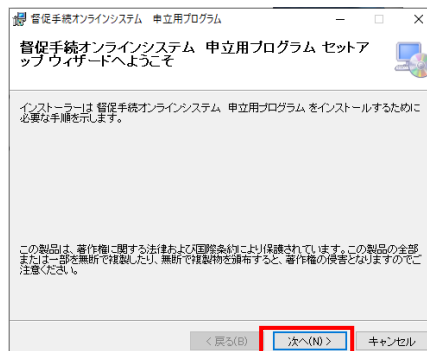
⑫ ライセンス条項を確認の上、「同意する」をクリックします。



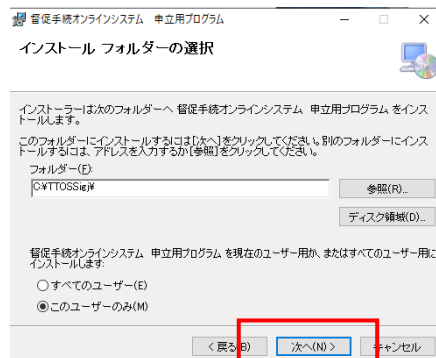
⑬ 「はい」をクリックします。



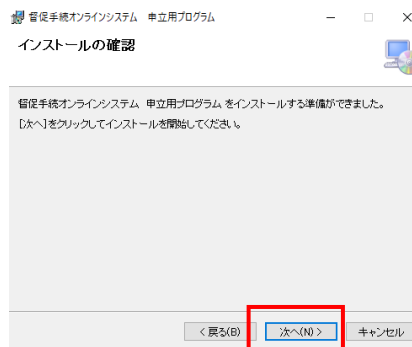
⑭ 「次へ」をクリックします。



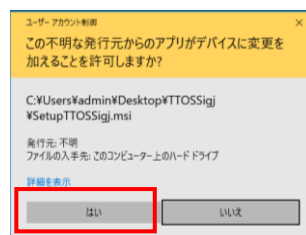
- ⑮任意のインストールフォルダーと申立用プログラムを利用するユーザを選択し、「次へ」ボタンをクリックします。



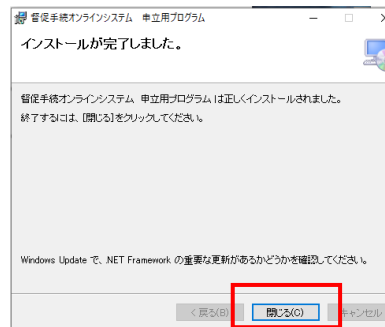
- ⑯「次へ」ボタンをクリックします。



- ⑰「はい」をクリックします。



- ⑱ 「閉じる」 ボタンをクリックしてインストールを終了します。

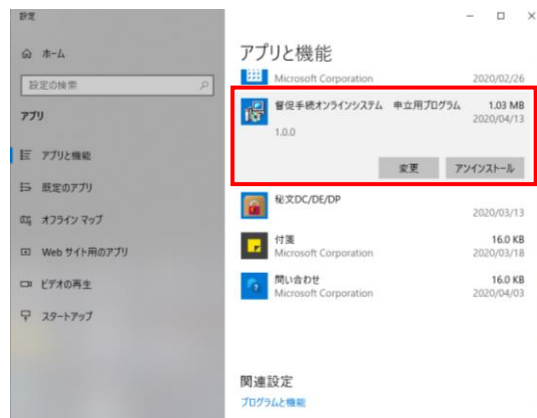


3.2 インストールの確認

- ① 画面左下のWindowsキーを右クリックし、アプリと機能をクリックします。



- ② アプリと機能から「督促手続オンラインシステム 申立用プログラム」が表示されていることを確認します。



4 申立用プログラムのアンインストールの手順

次の手順で申立用プログラムのアンインストールを行います。旧督促手続オンラインシステムの利用者のみが行う手順です。各手順の詳細について説明します。なお、一連の手順は管理者権限を持つユーザで実施する必要があります。

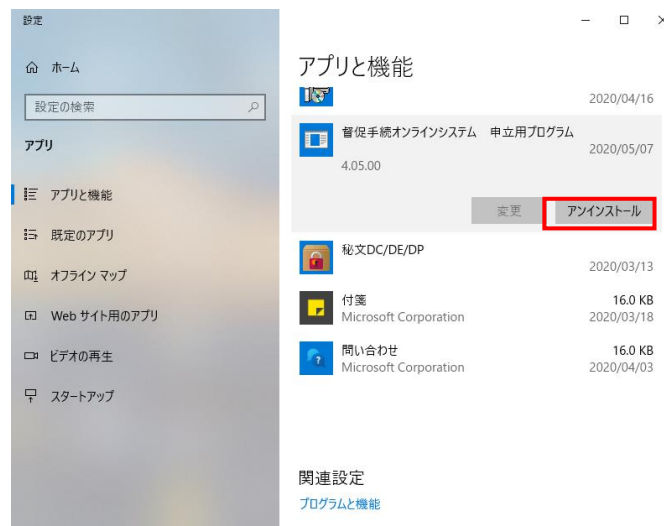
(1) 旧申立用プログラム（V4）のアンインストールの手順

以下の手順はWindows10での手順となります。Windowsのバージョンの違いにより操作方法が異なる場合があります。

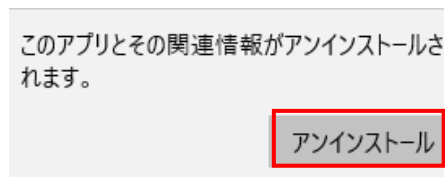
- ① 画面左下のWindowsキーを右クリックし、アプリと機能をクリックします。



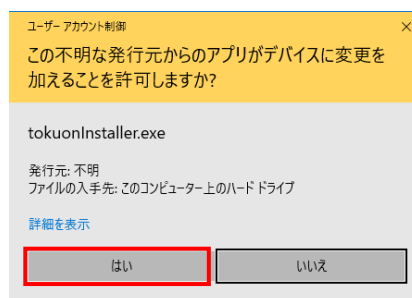
- ② 「督促手続オンラインシステム 申立用プログラム」をクリックした後、「アンインストール」をクリックします。



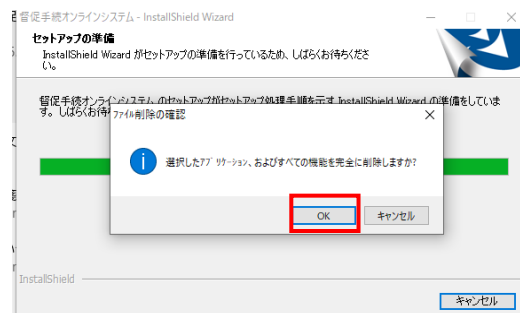
- ③ 「アンインストール」 ボタンをクリックします。



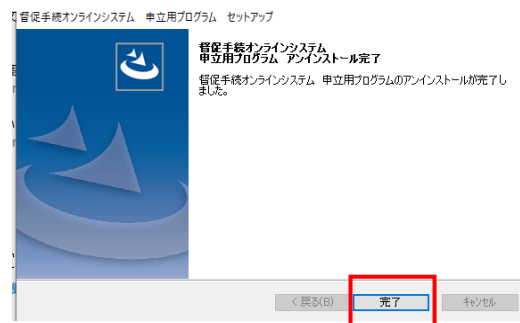
- ④ 「はい」 ボタンをクリックします。



- ⑤ 「OK」 ボタンをクリックします。



- ⑥ 「完了」 ボタンをクリックします。



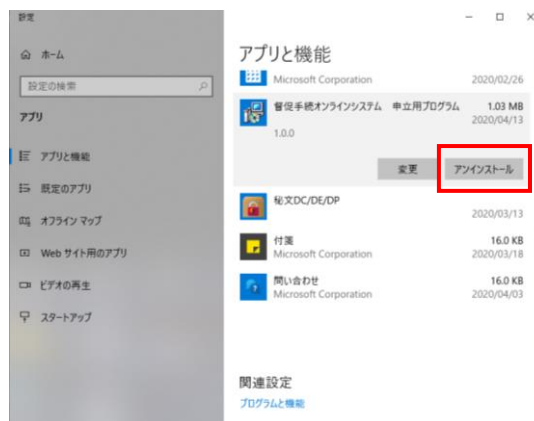
- ⑦ アプリと機能の画面から、「督促手続オンラインシステム 申立用プログラム」がなくなっていることを確認してください。

(2) 申立用プログラム (V5) のアンインストールの手順 (Windows10 の場合)

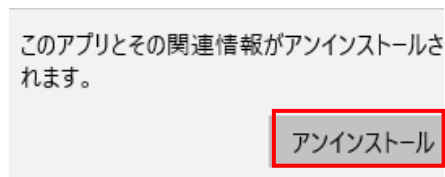
- ① 画面左下のWindowsキーを右クリックし、アプリと機能をクリックします。



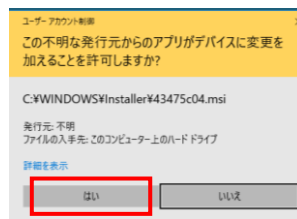
- ② 「督促手続オンラインシステム 申立用プログラム」をクリックした後、「アンインストール」をクリックします。



- ③ 「アンインストール」 ボタンをクリックします。



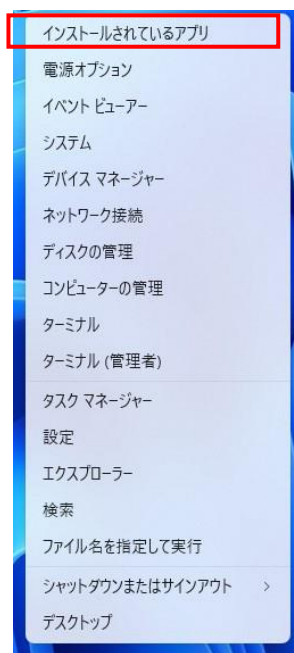
- ④ 「はい」 ボタンをクリックします。



- ⑤ アプリと機能の画面から、「督促手続オンラインシステム 申立用プログラム」がなくなっていることを確認してください。

(3) 申立用プログラム (V5) のアンインストールの手順 (Windows11 の場合)

- ① 画面左下のWindowsキーを右クリックし、インストールされているアプリをクリックします。



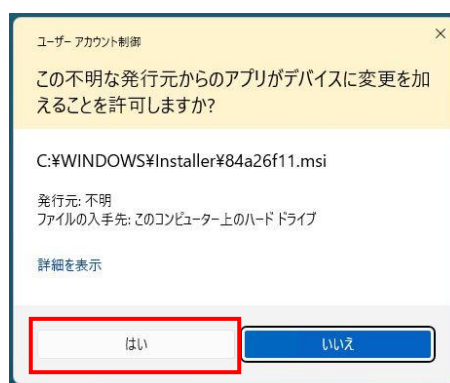
- ② 「督促手続オンラインシステム 申立用プログラム」をクリックした後、「アンインストール」をクリックします。



- ③ 「アンインストール」ボタンをクリックします。



- ④ 「はい」ボタンをクリックします。



- ⑤ インストールされているアプリの画面から、「督促手続オンラインシステム 申立用プログラム」がなくなっていることを確認してください。

5 特記事項

5.1 ご利用上の注意点

(1) 「戻る」ボタンの使用について

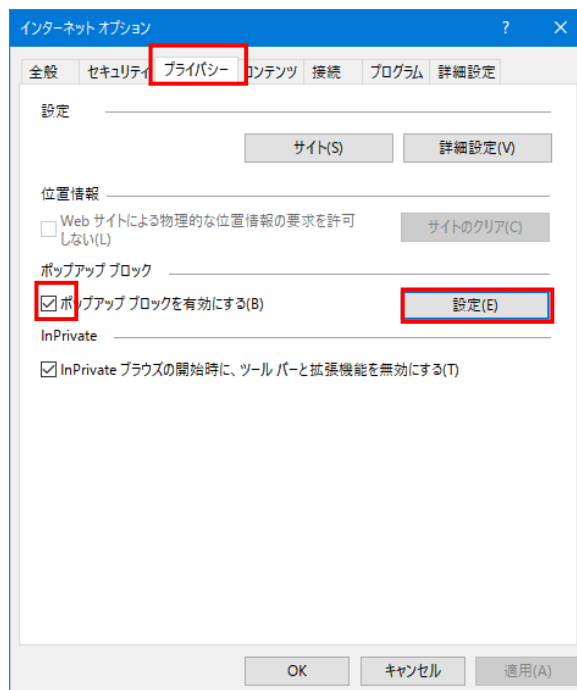
ブラウザではアドレスバー上に「戻る」「進む」ボタンが配置されていますが、督促手続オンラインシステムでは、このボタンを使用せず画面上部の「戻る」ボタンを使用してください。



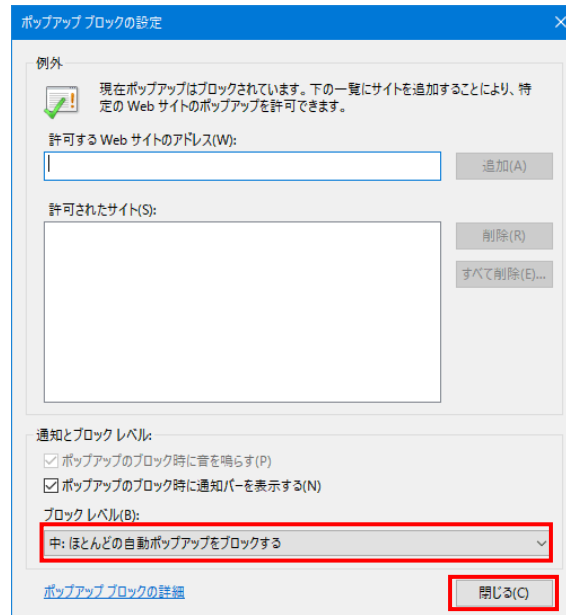
(2) ポップアップブロックについて

本システムではポップアップ画面を使用している箇所があります。ポップアップがブロックされた場合は、以下の手順にしたがって設定を確認してください。(以下は、IE11の手順例)

- ① ブラウザを起動して、メニューから「ツール」-「インターネットオプション」を選択します。
- ② 「プライバシー」タブをクリックした後、「ポップアップブロックを有効にする」のチェックを確認し、「設定」ボタンをクリックします。



③ブロックレベルが「中」となっていることを確認し、「閉じる」ボタンをクリックします。

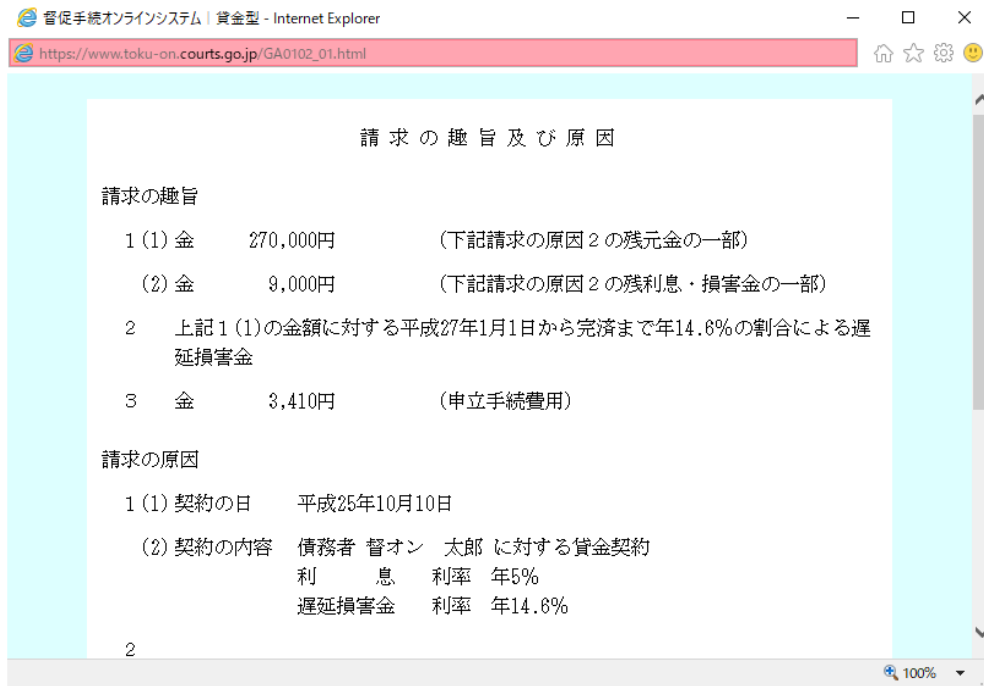


(3) 字形について

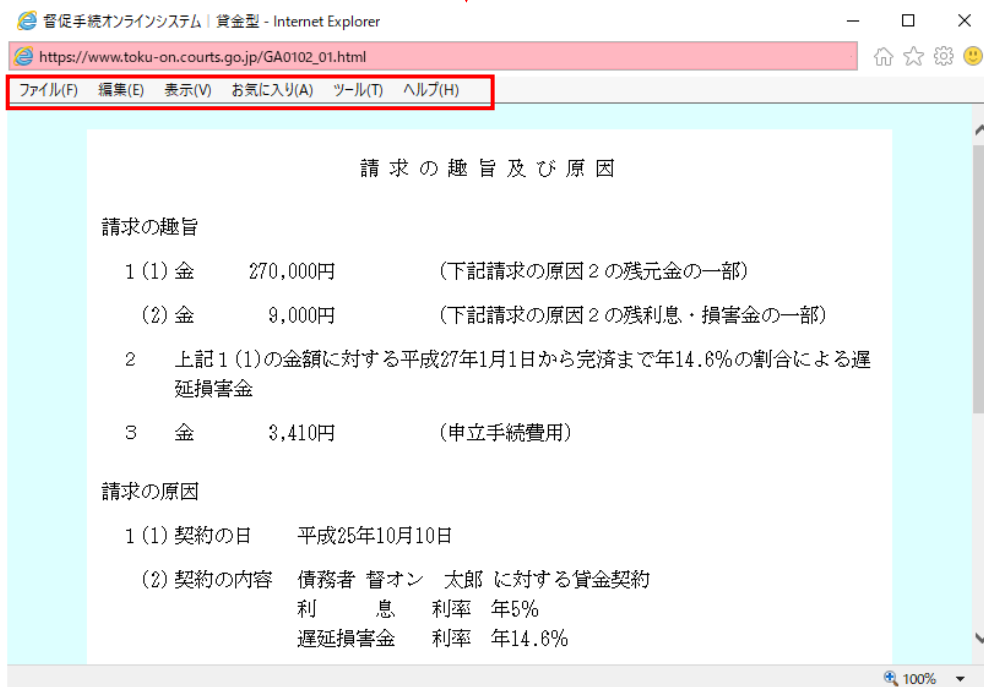
一部の文字において表示される字形が異なることがあります。表示が異なる文字については「J I S 漢字コード表の改正について－168字の例示字形を変更－」(<https://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/040220kanjicode.pdf>) をご覧ください。

(4) メニューバーについて

メニューバーが表示されていない場合は、「Alt」キーを押すとメニューバーが表示されます。



Alt キー押下



5.2 個人番号カードの利用について

(1) 利用準備について

個人番号カードをご利用される場合には、カードを正常に読み取れることをあらかじめご確認ください。なお、個人番号カードを利用するためには、ICカードリーダーの接続や、公的個人認証サービス利用者クライアントソフトのインストールが必要です。詳しい手順については、公的個人認証サービスポータルサイトの「サービスの利用について」(<http://www.jpki.go.jp/>)をご覧ください。

(2) 利用者クライアントソフトのバージョンについて

個人番号カードを使用して申立てを行う場合は、利用者クライアントソフト Ver.3.3 を使用してください。利用者クライアントソフトは公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) からダウンロードできます (令和2年4月1日現在 「Ver.3.3」が最新です。)

5.3 法人認証カードの利用について

法人認証カードのセットアップの際には、「電子入札対応システム」をインストールしないようにしてください。具体的には、以下のアプリケーションのうち、(1)と(2)のみをインストールするようにしてください。

- (1) ICカードリーダドライバ (インストールします)
- (2) ICカードマネージャ (インストールします)
- (3) 電子入札対応システム (インストールしません)
- (4) Java 実行環境 (インストールしません)

セットアップの完了後、法人認証カードを正常に読み取れることを確認してから、申立用プログラムをインストールしてください。

法人認証カードの詳しいインストール手順については、法人認証カードに同梱のインストール手順書をご覧ください。また、法人認証カードに関する不明点につきましては販売元にお問い合わせください。

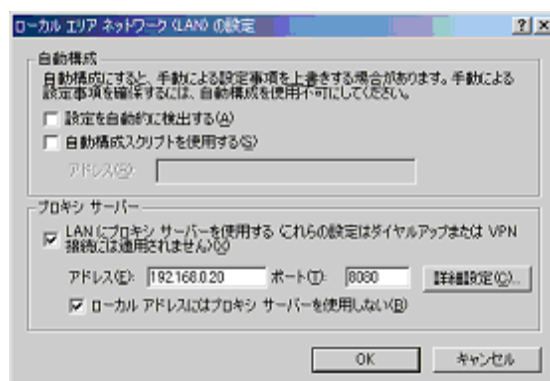
5.4 プロキシの利用について

督促手続オンラインシステムをプロキシ環境で利用する場合には、通常のブラウザの設定に加えて、設定ファイルの内容を変更する必要があります。具体的な手順を以下に示します。なお、ここでプロキシとは HTTP/HTTPS プロキシのことを指します。LDAP プロキシについては督促手続オンラインシステムではサポートしておりません (詳細については「5.5 LDAPについて」をご覧ください)。

◆基本設定

ブラウザに対してプロキシの設定を行います。

- ① ブラウザのメニューから「ツール」-「インターネットオプション」を選択します。「インターネットオプション」画面が開きます。
- ② 「接続」タブをクリックして、「LAN の接続」ボタンをクリックします。「ローカルエリアネットワーク (LAN) の設定」画面が開きます。
- ③ 「プロキシ サーバー」の欄にプロキシの情報を記述します。



◆追加設定

官職証明書の検証を正常に行うため、次の作業を行います。

- ①ブラウザが起動している場合には終了させます。
- ②テキストエディタ（メモ帳等）で次の設定ファイルを開きます。

C:\¥tossigj¥bin¥tossigj.exe.config

- ③次の項目に対してプロキシに必要な情報を記述して保存します。

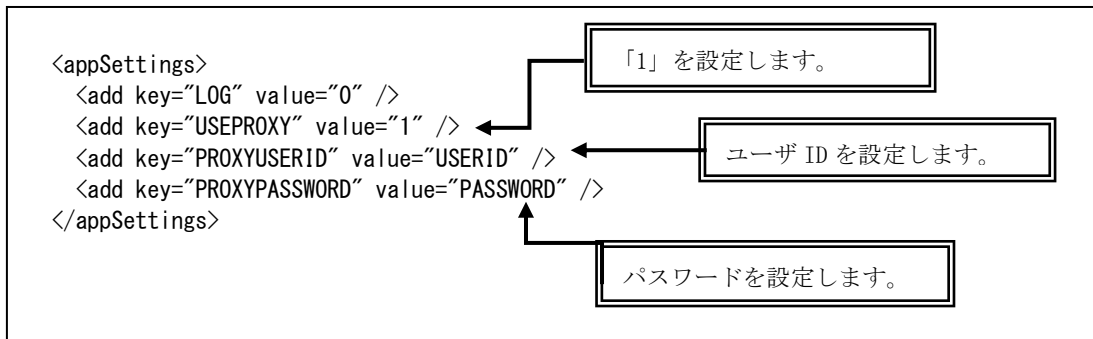
USEPROXY（1を設定します。）

PROXYUSERID（ユーザ ID を設定します。 ※1）

PROXYPASSWORD（パスワードを設定します ※1）

※1：認証情報が必要な場合のみ、設定します。

ttossigj.exe.config（抜粋）



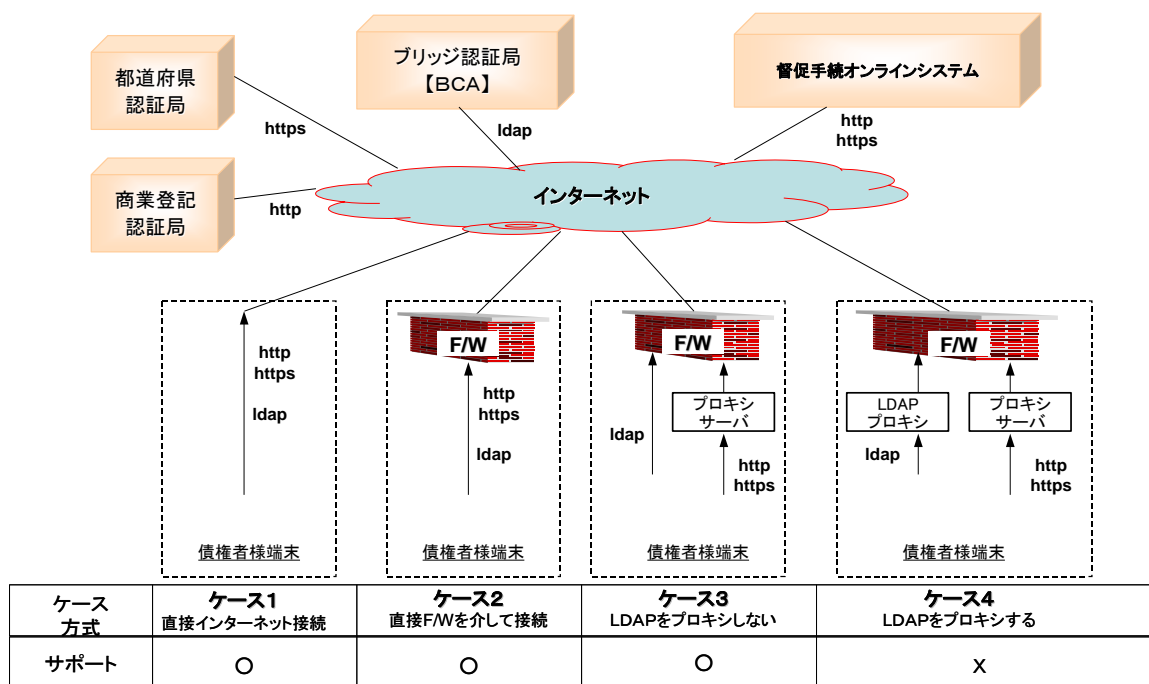
5.5 LDAP について

企業のネットワーク環境をご利用の場合や、利用制限の厳しいプロバイダをご利用の場合には、インターネットを介した LDAP 通信は許可されていないことがあります。政府認証基盤を利用する他のシステム（電子入札システム等）においては、主に以下のいずれかの解決策が取られているようです。

- ・別のインターネット回線を用意する。
- ・特定の端末からの LDAP 通信を認めるようファイアウォールの設定を変更する。

督促手続オンラインシステムを利用するためには、上記のような対応を行い、LDAP 通信を行える環境を整える必要があります。LDAP 通信を行うことができないと、ダウンロードした処分書に添付されている書記官の電子証明書の妥当性を検証することができません。

なお、政府認証基盤が準拠している LDAP の標準仕様（RFC2251）においては、LDAP プロキシによる LDAP 通信の仕様というものは定義されておりません。このため、督促手続オンラインシステムでは LDAP プロキシをサポートしておりません。督促手続オンラインシステムとプロキシの関係について以下にイメージを示します。



《LDAP 通信の確認方法について》

ご利用のネットワーク環境で LDAP 通信が正常に行えるかについては、`ldapsearch` というコマンドを利用して確認することができます。但し、`ldapsearch` は Windows の標準コマンドではないため、適当な LDAP クライアントソフトウェアをインストールする必要があります。ここでは、Softerra 社の LDAP Browser という製品（以下、「LDAP Browser」と呼びます）を利用する方法を紹介します。

注意 LDAP Browser は督促手続オンラインシステムを利用するのに必要なソフトウェアではありません。また、LDAP Browser をご利用の場合には、利用者の責任においてご利用ください。

(1) LDAP Browser をダウンロードします。

- ① LDAP Browser のダウンロードページを表示します。
(<http://www.ldapadministrator.com/download.htm>)
- ② 「32-bit English」の「DOWNLOAD」ボタンをクリックし、ダウンロードします。

(2) LDAP Browser をインストールします。

ダウンロードしたインストーラを実行します。基本的には「Next」ボタンを押していけばセットアップは完了します。

- ① Softerra LDAP Browser X.X Setup (Next ボタンを押下します)
- ② License Agreement (I accept the license agreement を選択して Next ボタンを押下します)
- ③ Readme Information (Next ボタンを押下します)
- ④ Destination Folder (Next ボタンを押下します)
- ⑤ Select Installation Type (Typical を選択して Next ボタンを押下します)
- ⑥ Ready to Install (Install ボタンを押下します)
- ⑦ Softerra LDAP Browser X.X has been successfully installed (Finish ボタンを押下します)

(3)LDAP Browser を起動します。

- ① Windows の「スタート」メニューから当該製品を選択します。

(4)接続設定を行います。

- ① 起動時にメッセージが表示される場合があります (LDAP Browser の標準設定等)。右上の「×」をクリックしてください。
- ② [File]-[New]-[New Profile]を選択します。
Profile Creation Wizard が表示されますので以下の情報を入力します。最後に「完了」ボタンを押下します。
 - Profile Name:gpki
 - Host:dir.gpki.go.jp
 - Port:389
 - Base DN:C=JP
 - User Authentication Information : 「Anonymous user」を選択

(5) 実行結果を確認します。

画面上に「O=Japanese Government」が表示されている場合は LDAP 通信に成功しています。

「Error」「Com Error」が表示されている場合は LDAP 通信に失敗しています。

督促手続オンラインシステム
環境設定手順書

2020年7月 第1版発行

2025年1月 第2版発行

2025年3月 第3版発行

発行者 最高裁判所事務総局民事局第一課

Copyright © 2020 Supreme Court of Japan

All Rights Reserved.

※本書の全部又は一部を無断で複写，複製，転載することを禁じます